

ネットワーク通信

発行：JAL争議支援全国ネットワーク事務局
連絡先 E-mail: Tokyo_renranku@fight.chips.jp

JAL争議は空の安全と人権の闘いです。解雇撤回を求めて、JAL本社交渉・都労委で調査が行われています。解決を勝ち取るために、JALに解決を決断させるための大衆行動をさらにねばり強く行うと同時に国会議員や地方議員に協力依頼を強めていきましょう。

12月9日(火), 18:30~ 首都圏はJAL本社包囲を, 全国でも取り組みを!

15年前の2010年12月9日は解雇通告書が165名に郵送された日です。それから間もなくの大晦日に解雇する「経営上の必要がない」(当時の稻盛和夫JAL会長の発言)にもかかわらず「整理解雇」が強行されました。

今年12月9日(火)、首都圏ではJAL本社大包囲行動を行って、JALに解決への決断を促していきます。一人でも多い仲間、支援者を結集して会社に私たちの力を示したいと考えています。

茨城の会の10月以降の取組みと8.12全国各地の取組み

1. 茨城の会の10月以降の取り組み

- ◆市民憲法講演会10月11日(土)14時~ 筑西市・アルテリオ
安全な翼を求めて、JALパイロットから見た日米地位協定(講師:山口宏弥氏)
- ◆TXつくば駅宣伝行動 10月19日(日)12時~13時・つくば駅地下改札口前
- ◆JR水戸線、朝の宣伝行動(7時~8時) 11月10日(火)水戸線各駅
- ◆小山駅東口宣伝行動(通年毎月第一金曜日)
- ◆全議員連絡会懇談会 11月18日(火) 全議員、JHU、茨城の会
- ◆12月9日(火)までに水戸中央、つくば県南、筑西市西地区の連鎖集会
- ◆12月9日(火) JAL本社大包囲行動に積極的に参加

2. 8.12全国各地の取り組み

1985年8月12日の123便の事故から40年が経ちましたが、JALの安全軽視の経営姿勢は、昨年来の羽田事故などにも示されているように変わっていません。羽田・徳島・岡山・愛媛など各地で「空の安全と解雇撤回」を求めて宣伝活動が行われました。福岡では予定当日が悪天候のため再設定して8月27日に小倉駅前で行われました。



(小倉駅前行動)

(松山駅行動)

(岡山駅行動)

JAL 不当解雇撤回東京連絡会第2回総会の報告

9月18日、東京連絡会の第2回総会が多くの方の参加で開催されました。当初は5月に行う予定でしたが、全国ネットワークの立ち上げと重なり、4ヶ月遅れの開催になってしまいお詫びいたします。

第一部ではこの1年間の活動報告と会計報告を行い、当面の行動提起を受け、全体で確認しました。第二部は、JHU弁護団の加藤弁護士より「私とJAL争議」で講演を受けました。以下にその一部を紹介します。

「私は大学3年の時に在外公館派遣員制度として、カナダのバンクーバーに3年間勤務して、大学に復学し、卒業時は就職氷河期でロースクールで学びました。/弁護士登録してからは、指宿弁護士とともに技能実習生・入管問題等で活動を続けています。指宿弁護士のお誘いでJAL争議の弁護団に加えていただきました」。「JHUは米国の労働組合『UNITE HERE LOCAL 11』と連携行動を始めました。同組合は、ホテルや外食産業、交通や空港産業等で働いている労働者を組織しており、その中にJALやその他のエアラインに機内食を提供している会社の従業員で組織する組合があります。その組合は、会社による解雇・最賃法違反・組合活動妨害等で闘っており、そうした問題をJALのサプライヤーホットラインに訴えましたが、JALは会社側の話を聞くだけで、問題の解決にはつながりませんでした。/JHUとLOCAL11は、8月に成田空港とロサンゼルス空港で、JALのロス便の出発と到着に合わせて同日に、両組合のビラを配布して乗客に訴えるという連携活動を実施しました。これからが正念場です。頑張りましょう。」



JALの飲酒問題 現場の声を聞いて (JHU山口委員長の9/18朝日新聞への投書)

JALの機長が内規違反の飲酒をして乗務予定便などが問題で、国土交通省は10日、行政指導の厳重注意をしました。

JALでは、2018年、2019年には行政処分に当たる事業改善命令を、2024年の勧告に対する再発防止策を記した報告書でJALは、「意識改革」「管理強化」「検査体制の再構築」などを挙げています。しかし飲酒事案が続くのは、メンタルヘルスなど根本にある問題の分析と対策が不十分だからではないでしょうか。

報告書は「ストレス低減や職場環境改善」に触れていますが、具体的にどのような対応取るのかが見えません。時差と徹夜を伴う過酷な勤務実態などに目を向け、まず丁寧な意識調査を行うべきです。労働組合も現場の率直な意見を上げ、提言すべきです。空の安全には、労使の連携が不可欠です。

不幸な歴史を繰り返させないため、信頼関係を築けるか。今、問われている。(以上抜粋です)

9月9日の東京都労働委員会の報告(優先雇用事件の第4回調査)

JHUは、大量の新人採用を行っているにも係わらず解雇者を一人も職場復帰させないのは、解雇当時からの「不当労働行為意思」が継続されているためだと主張。会社が未だに「削減数を公開しない」こと、それ自体が不当労働行為であると主張しています。JHUから労働委員会へこの間の取り組みや経過などの報告と説明もなされました。会社が出した「準備書面2」に対しては組合が反論を提出し、さらに他補充書面を準備しています。

次回期日は、**11月11日(火)15時～**です。一人でも多くの方々に参集いただくことが、JALに對して解決を決断させる力となり、また公正な審査を確かなものにしてゆく力になります。どうぞよろしく参集ください。

全国ネットワークの賛同金のお願い

全国ネットワークを広めていくための、活動を支えるための資金作りにご協力を願い致します。

JAL 争議支援全国ネットワーク振込口座

口座番号 00180-7-792273

口座名称 連帯するタベ実行委員会

※JALは飲酒問題で、パイロットから誓約書の提出を求める報道がありました。

この人権侵害は絶対に許すことはできない。JAL人権方針は何処にいったのか？

※皆様へのお願いです。各地での取り組みなどを、事務局に投稿してください。ニュースで皆様に返していきながら、全国の闘いから学び合っていきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。（事務局・M）